

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第9号の2に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約94円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第2号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約95円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	結核公費負担医療に係るレセプト電子データ提供業務委託	13 その他代行	社会保険診療報酬支払基金	単価契約1.5円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	レセプト電子データ提供業務委託(指定難病・育成医療・小児慢性・養育医療・こども難病)(単価契約)	13 その他代行	社会保険診療報酬支払基金	単価契約1.5円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	令和5年度大阪市コロナワクチンマップ保守管理業務委託	10 情報処理	株式会社トリックスター	413,600	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	令和5年度 犬・猫・その他動物屍体の収集・運搬、処分業務委託(単価契約)	01 建物等各種施設管理	株式会社 猪名川動物霊園	単価契約495円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
7	MSM向けHIV等検査受検勧奨にかかる広報業務委託	13 その他代行	MASH大阪	835,384	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
8	MSM向けHIV予防啓発広報紙作成業務委託	13 その他代行	MASH大阪	550,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
9	令和5年度HIV確認検査業務委託(概算契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所	561,600	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
10	外国人エイズ電話相談に関する事業委託契約	13 その他代行	特定非営利活動法人チャーム及び大阪府	636,400	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
11	令和5年度長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託(単価契約)(その2)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	増田小児科医院	単価契約6,339円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
12	令和5年度長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託(単価契約)(その3)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	こう小児科クリニック	単価契約6,339円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
13	令和5年度長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託(単価契約)(その4)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	医療法人一心会 ながてクリニック	単価契約6,339円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
14	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第1条第2項第5号の2に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約95円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
15	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第1号、第2号、第9号、第9号の5、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第1号、第2号、第7号の3並びに大阪市こども難病医療費助成事業実施要綱に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約94円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
16	令和5年度長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託(単価契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	一般社団法人大阪府医師会	単価契約6,339円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
17	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託(その1)	13 その他代行	株式会社マイズ	単価契約8,450円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
18	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託(その4)	13 その他代行	株式会社かがやき	単価契約8,450円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
19	大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託(その8)	13 その他代行	社会福祉法人愛徳福祉会	単価契約8,450円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
20	令和5年度結核定期病状調査事業業務委託(単価契約)	09 環境調査・検査その他の調査・検査	一般社団法人 大阪府医師会	単価契約3,055円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
21	令和5年度大阪市ふれあいDOTS(医療機関外来型)事業業務委託(概算契約)	13 その他代行	一般社団法人 大阪府医師会	459,360	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
22	令和5年度大阪市ふれあいDOTS(薬局型)事業業務委託(単価契約)	13 その他代行	株式会社スギ薬局	単価契約946円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
23	令和5年度エックス線デジタル画像読取装置(港区)保守業務委託	07 医療・理化学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	770,220	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
24	令和5年度エックス線デジタル画像読取装置(淀川区)保守業務委託	07 医療・理化学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	770,220	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
25	令和5年度エックス線デジタル画像読取装置(西成区分館)保守業務委託	07 医療・理化学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	720,500	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
26	令和5年度可搬型エックス線デジタル画像読取装置(結核)保守業務委託	07 医療・理化学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	623,700	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
27	令和5年度可搬型エックス線デジタル画像読取装置(肺がん)保守業務委託	07 医療・理化学機器保守等	富士フイルムメディカル株式会社	796,840	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
28	令和5年度エックス線デジタル画像読取装置(天王寺区、住吉区)保守業務委託	07 医療・理化学機器保守等	富士フイルムメディカル株式会社	440,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
29	令和5年度 精神科緊急措置入院者等受入後送病院輪番リスト作成業務委託	13 その他代行	一般社団法人大阪精神科病院協会	522,258	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
30	令和5年度災害時用医薬品等備蓄業務委託	13 その他代行	一般社団法人大阪府薬剤師会	226,786	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
31	令和5年度災害時用医薬品等備蓄業務委託その2	13 その他代行	大阪府医薬品卸協同組合	657,472	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
32	令和5年度乳がん検診デジタルマンモグラフィ画像管理装置保守・点検業務委託	07 医療・理化学機器保守等	コニカミノルタジャパン株式会社	726,000	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
33	介護給付及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第4号定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託	13 その他代行	大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約95円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
34	令和5年度 レセプト電子データ提供業務委託(単価契約)	13 その他代行	社会保険診療報酬支払基金	単価契約1.5円外	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
35	先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査精度管理業務委託	13 その他代行	一般財団法人 日本マススクリーニング学会	950,277	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
36	令和5年度大阪市ふれあいDOTS(薬局型)事業業務委託(単価契約)(その2)	13 その他代行	一般社団法人大阪府薬剤師会	単価契約946円	R5.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
37	HIV等検査に関する事業委託	09 環境調査・検査その他の調査・検査	特定非営利活動法人スマートらいふネット及び大阪府	単価契約24,720円外	R5.4.3	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
38	令和5年度新型コロナウイルス感染症にかかる感染性産業廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)	01 建物等各種施設管理	大阪廃棄物処理株式会社	7,062	R5.4.19	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第9号の2に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

結核医療の公費負担医療のレセプト審査事務、及び医療機関への診療報酬支払い（国民健康保険利用者）は、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において行っている。

これらは、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第9号の2で委託することを定められている業務であるため、本件の業務委託を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第2項第2号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

結核医療の公費負担医療のレセプト審査事務、及び医療機関への診療報酬支払い（介護保険利用者）は、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において行っている。

これらは、根拠法令で示す省令で委託することを定められている業務であり、本業務は介護保険法第41条第10項において、市町村は国保連へ委託することができることと規定されており、この規定に基づき国保連へ審査支払事務を委託することで、介護給付費等審査委員会の意見を聴くことが可能となり、適正に公費負担医療費を決定し、円滑な医療機関及び施設への支払いが可能となる。

以上の理由により、上記相手方に対し本件の業務委託を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度結核公費負担医療に係るレセプト電子データ提供業務委託

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金

3 随意契約理由

結核公費負担医療に係るレセプト審査事務、及び医療機関への診療報酬支払い（国民健康保険及び後期高齢者医療保険利用者以外の者）については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において行っている。

法律等に基づく適正な給付を行うためには、社会保険診療報酬支払基金における内容審査の後に、公費負担実施主体としての内容審査を行う必要がある。特に、医療費の全額を本市が負担する公費単独分については、一件あたりの支払額が非常に高額なこともあり、内容審査は不可欠である。

内容審査は、レセプトによって行うことから、レセプトの画像をデータ化したものを取得する必要がある。

以上の理由により、レセプトのデータを保有し、そのデータを画像データに変換したうえで本市に提供することができる唯一の団体である支払基金と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号：06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

レセプト電子データ提供業務委託（指定難病・育成医療・小児慢性・養育医療・こども難病）（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金

3 随意契約理由

各公費負担医療（指定難病・育成医療・小児慢性・養育医療・こども難病）にかかるレセプトの審査事務は、社会保険診療報酬支払基金において行っている。

法律等(※)に基づく適正な給付を行うためには、社会保険診療報酬支払基金における内容審査の後に、公費負担実施主体としての内容審査を行う必要がある。特に、医療費の全額を本市が負担する公費単独分については、一件あたりの支払額が非常に高額なこともあり、内容審査は不可欠である。

内容審査は、レセプトによって行うことから、レセプトの画像をデータ化したものを取得する必要がある。

以上の理由により、レセプトのデータを保有し、そのデータを画像データに変換したうえで本市に提供することができる唯一の団体である社会保険診療報酬支払基金と随意契約を締結する。

(※) ①指定難病	難病の患者に対する医療等に関する法律
②育成医療	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
③小児慢性	児童福祉法
④養育医療	母子保健法
⑤こども難病	大阪市こども難病医療費助成事業実施要綱

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課 保健事業グループ（電話番号 06 - 6647 - 0650）

随意契約理由書

1 契約名称

令和5年度大阪市コロナワクチンマップ保守管理業務委託

2 契約相手方

株式会社トリックスター

3 随意契約理由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、令和3年2月16日付厚生労働大臣通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」に基づき、全国において令和3年2月17日から実施することとなった。なお、ワクチン接種の実施期間については、これまで2度の期間延長を経て、令和5年3月31日までとされた。

令和5年3月7日厚生労働省事務連絡「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」において、現在のワクチン接種の実施期間を「1年間延長する」旨が示されるとともに、「令和5年春夏（5～8月）に重症化リスクが高い者等を対象に追加接種する」こと、「令和5年秋冬（9～12月）に追加接種が可能な全ての年齢の者を対象に追加接種する」こと等の方針が示され、必要な準備を進めるよう通知があった。

本市においては、各個別医療機関の位置や取扱いワクチン種、予約状況等の情報をインターネット上のマップに掲載し市民に提供するため、「大阪市コロナワクチンマップ」を令和4年2月から運用しているところ、接種期限のさらなる延長に伴い、令和5年4月以降も引き続き、接種会場や接種に関する情報を適時、適切に市民に周知する必要があるため、引き続き大阪市コロナワクチンマップによる情報提供を行う。

当該大阪市コロナワクチンマップのプログラムは、上記相手方の独自技術により作成されたものであり、同一業者以外の者に保守管理を履行することは技術的に不可能であり、かつ履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、すでに「大阪市コロナワクチンマップ」の開発、保守管理を実施している上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号 06-6647-0816）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 犬・猫・その他動物屍体の収集・運搬、処理業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

株式会社猪名川動物霊園

3 随意契約理由

本件は、動物管理センターにおいて殺処分を行った犬、猫等動物の屍体の処分を委託するものである。

本市において、本業務にかかる事業許可が出されているのは2者のみであり、2者に対して本業務の履行可否について確認を行ったが、1者においては、大学や民間会社から依頼がある実験動物の処理のみを取り扱っており、本業務の履行は出来ない旨の回答であった。

以上により、本市において唯一、業務実施が可能な事業者である株式会社猪名川動物霊園と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部生活衛生課（電話番号 06-6208-8249）

随意契約理由書

1 案件名称
MSM向けH I V等検査受検勧奨にかかる広報業務委託

2 契約の相手方
MA S H大阪

3 随意契約理由

本市では、特に男性間で性的接触を行う者（Men who have Sex with Men）以下「MSM」という。）におけるH I V/エイズの感染拡大が顕著であることから、これらの集団に対して重点的に感染予防等にかかる普及啓発を行い、検査受検の促進を図ることが重要である。

そのためには、単なる検査機会の提供ではなく検査を身近なものと感じられるよう、的確かつ効果的な啓発をすることが必要不可欠であり、男性同性愛者向けの店舗が多く存在する堂山地域（大阪市北区）において実施するMSM向けH I V等検査の広報を行うものである。

MA S H大阪は、セクシャルヘルスを増進させることを目的に、男性同性愛者が集まる店の関係者、疫学研究者、医療関係者、NGOスタッフなどで構成された団体であり、平成 10 年に発足し、平成 15 年度からは公益財団法人エイズ予防財団からの委託事業として、男性同性愛者への情報発信と交流の拠点となる「コミュニティセンターdista」（大阪市北区堂山町）を設置・運営するなど、ゲイやバイセクシャル男性に対し、H I V/S T I の感染予防を働きかけている近畿で唯一の団体である。

以上の理由から、本業務を行うことのできる団体であるMA S H大阪と随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

MSM向けH I V予防啓発広報紙作成業務委託

2 契約の相手方

MASH大阪

3 随意契約理由

本市では、特に男性間で性的接触を行う者（Men who have Sex with Men）以下「MSM」という。）におけるH I V/エイズの感染拡大が顕著であることから、これらの集団に対して重点的に感染予防等にかかる普及啓発を行うことが重要である。

とりわけ中高年層のMSMに対しては、紙媒体での広報が効果的であるため、MSM向けH I V予防啓発広報紙を作成するものであるが、単なる感染予防等啓発の情報のみならず、ゲイコミュニティに関する情報やセクシャルヘルス等、MSMの興味・関心を考慮した内容にすることが必要不可欠である。

MASH大阪は、セクシャルヘルスを増進させることを目的に、男性同性愛者が集まる店の関係者、疫学研究者、医療関係者、NGOスタッフなどで構成された団体であり、平成10年に発足し、平成15年度からは公益財団法人エイズ予防財団からの委託事業として、男性同性愛者への情報発信と交流の拠点となる「コミュニティセンターdista」（大阪市北区堂山町）を設置・運営するなど、ゲイやバイセクシャル男性に対し、H I V/S T Iの感染予防を働きかけている近畿で唯一の団体である。

以上の理由から、本業務を行うことのできる団体であるMASH大阪と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度H I V確認検査業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

3 随意契約理由

H I V感染症については、感染拡大を防止するという公衆衛生の観点から、迅速かつ確実な検査の実施と本人通知という初動対応が極めて重要である。

本業務は、スクリーニング検査（1次検査）で陽性となり、一次検査機関から搬入された検体について2次検査を実施し、陽性か陰性かを確定させるものである。

検査結果については、検査対象となる感染症の性質上、それを知るまでの間にかかる心理的な負担が大きいため、受検から1週間で受検者に通知することとしている。

そのため、検査を迅速（検体搬入から2営業日以内（即日検査は3営業日以内））かつ確実に実施し、本市あてに結果通知を行うとともに、検体搬入が遅れるなど不測の事態が起きた場合にも柔軟に対応できることが必要不可欠である。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的で設立された団体である。「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標」においては、「研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をする」と定められており、行政との緊密性も高い。また、これまでもH I V確認検査業務を実施してきた実績（令和3年度23件、令和2年度17件、平成31年度37件、平成30年度30件）があり、検体の搬入が遅れたケースを含め全ての検査を本市が求める期間内に行うなど安定性がある。

このように、当該研究所の能力、迅速性、確実性、そして公衆衛生上の果たす役割等を鑑みた結果、本業務を実施できる唯一の団体であると判断し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

外国人エイズ電話相談に関する事業委託契約

2 契約の相手方

特定非営利活動法人チャーム

3 随意契約理由

本業務は、多言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語）に対応した外国人向け電話相談を実施するものである。

本市においては、平成2年から令和3年までのH I V感染者及びエイズ患者報告の累計数（3,105名）のうち日本以外の国籍を有する方（235名）の割合が約7.6%を占めている。その中には、日本語を十分に理解できないために、エイズに関する正しい知識や情報が入手できず、適切な予防行動を取ることが困難な外国人も数多く存在すると考えられる。このような状況を解消するためには、外国人が日本語以外の理解可能な言語によって、正しい知識や情報を得ることができるようにする必要がある。

そのため、本市では、月曜日から金曜日の9時から17時30分にトリオフオン（三者通話）を用いて対応しているが、相談者からの複雑な相談内容に十分に対応できない状況であることから、外国人に対するエイズ電話相談をより充実させるため、平日（火曜日・水曜日・木曜日）の夜間（16時から20時）に多言語による電話相談を実施している。

本業務においては、（1）外国語（多言語）での対応が可能な相談員が確保できること、（2）平日の夜間の対応が可能であること、（3）相談者の複雑なエイズの相談に的確に対応できること、（4）相談者のプライバシーが確保できることが必要不可欠である。

特定非営利活動法人チャームは、海外からの移住者を含めた全ての人が健康な生活を送れることを支援するために設立された法人であり、平日の夜間に外国語（多言語）対応が可能な相談員が在籍しており、複雑なエイズの相談に対し、的確に応じることができる。

また、H I V検査を実施していた実績があり、現在も本市のH I V検査の検査場において、定例専門相談並びにH I V感染者に対するカウンセリングを実施している。これらの相談経験を生かし、多様な相談に対応することができる団体は、現在大阪府下では特定非営利活動法人チャーム以外存在せず、共同事業実施者である大阪府とも協議した結果、本業務の委託先として唯一の団体であると判断できることから、特定非営利活動法人チャームと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託（単価契約）（その2）

2 契約の相手方

増田小児科医院

3 随意契約理由

BCGワクチンは、結核への罹患を予防するため、予防接種法に規定する定期接種として、生後から1歳の誕生日の前日までの間に1回接種することとされている。

しかし、長期にわたり療養を必要とする疾病等により、上記接種対象期間にBCGの接種を受けられなかった場合は、①4歳の誕生日の前日まで、かつ、②当該接種できなかった事由が消滅してから2年以内であること、の両方の条件を満たしていれば、対象者（保護者）からの申請に基づき、定期接種としてBCGワクチンを接種することができる特例措置が設けられている。

この特例措置によりBCGワクチンを接種する場合、大阪市においては、対象者に対して事前にツベルクリン反応検査を行うこととしている。この検査の結果、過去または現時点において結核に感染していると認められた場合は、必要な治療等に移行することとし、BCGワクチン接種は行わないこととなる。このように本検査は、特例措置によるBCGワクチン接種の事前検査として必須の手続きとしていることから、特例接種を行う医療機関を対象として、検査にかかる契約を締結する必要がある。

この契約相手方について、一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）に加入する医療機関については、BCGワクチンの予防接種にかかる契約を大阪府医師会と一括契約と同様に、本検査についても大阪府医師会と一括契約を行う。また、大阪府医師会に加入していない医療機関のうち本検査の実施を希望する医療機関については、本市とBCGワクチンの接種にかかる委託契約があること及び本検査の実施能力があることを条件として個別に契約を締結する。

今回、大阪府医師会に加入していない上記契約相手方から、本検査にかかる契約を希望する申出があり、本市とBCGワクチン接種の委託契約をすでに締結しており、本検査の実施能力があることを確認したため、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（結核グループ）（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託（単価契約）（その3）

2 契約の相手方

こう小児科クリニック

3 随意契約理由

BCGワクチンは、結核への罹患を予防するため、予防接種法に規定する定期接種として、生後から1歳の誕生日の前日までの間に1回接種することとされている。

しかし、長期にわたり療養を必要とする疾病等により、上記接種対象期間にBCGの接種を受けられなかった場合は、①4歳の誕生日の前日まで、かつ、②当該接種できなかった事由が消滅してから2年以内であること、の両方の条件を満たしていれば、対象者（保護者）からの申請に基づき、定期接種としてBCGワクチンを接種することができる特例措置が設けられている。

この特例措置によりBCGワクチンを接種する場合、大阪市においては、対象者に対して事前にツベルクリン反応検査を行うこととしている。この検査の結果、過去または現時点において結核に感染していると認められた場合は、必要な治療等に移行することとし、BCGワクチン接種は行わないこととなる。このように本検査は、特例措置によるBCGワクチン接種の事前検査として必須の手続きとしていることから、特例接種を行う医療機関を対象として、検査にかかる契約を締結する必要がある。

この契約相手方について、一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）に加入する医療機関については、BCGワクチンの予防接種にかかる契約を大阪府医師会と一括契約と同様に、本検査についても大阪府医師会と一括契約を行う。また、大阪府医師会に加入していない医療機関のうち本検査の実施を希望する医療機関については、本市とBCGワクチンの接種にかかる委託契約があること及び本検査の実施能力があることを条件として個別に契約を締結する。

今回、大阪府医師会に加入していない上記契約相手方から、本検査にかかる契約を希望する申出があり、本市とBCGワクチン接種の委託契約をすでに締結しており、本検査の実施能力があることを確認したため、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（結核グループ）（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託（単価契約）（その4）

2 契約の相手方

医療法人一心会 ながてクリニック

3 随意契約理由

BCGワクチンは、結核への罹患を予防するため、予防接種法に規定する定期接種として、生後から1歳の誕生日の前日までの間に1回接種することとされている。

しかし、長期にわたり療養を必要とする疾病等により、上記接種対象期間にBCGの接種を受けられなかった場合は、①4歳の誕生日の前日まで、かつ、②当該接種できなかった事由が消滅してから2年以内であること、の両方の条件を満たしていれば、対象者（保護者）からの申請に基づき、定期接種としてBCGワクチンを接種することができる特例措置が設けられている。

この特例措置によりBCGワクチンを接種する場合、大阪市においては、対象者に対して事前にツベルクリン反応検査を行うこととしている。この検査の結果、過去または現時点において結核に感染していると認められた場合は、必要な治療等に移行することとし、BCGワクチン接種は行わないこととなる。このように本検査は、特例措置によるBCGワクチン接種の事前検査として必須の手続きとしていることから、特例接種を行う医療機関を対象として、検査にかかる契約を締結する必要がある。

この契約相手方について、一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）に加入する医療機関については、BCGワクチンの予防接種にかかる契約を大阪府医師会と一括契約と同様に、本検査についても大阪府医師会と一括契約を行う。また、大阪府医師会に加入していない医療機関のうち本検査の実施を希望する医療機関については、本市とBCGワクチンの接種にかかる委託契約があること及び本検査の実施能力があることを条件として個別に契約を締結する。

今回、大阪府医師会に加入していない上記契約相手方から、本検査にかかる契約を希望する申出があり、本市とBCGワクチン接種の委託契約をすでに締結しており、本検査の実施能力があることを確認したため、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（結核グループ）（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

1 案件名称

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第1条第2項第5号の2に規定する公費負担医療等に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FN ビル内
大阪府国民健康保険団体連合会 理事長 水野 謙二

3 随意契約理由

本業務は、大阪府下の医療機関からの請求に対応できることが必須であり、当該業務を行うことが可能な事業者は、大阪府国民健康保険団体連合会のみである。

以上のことから、本業務を実施可能である大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局大阪市保健所管理課保健事業グループ（電話番号 06 - 6647 - 0923）

随意契約理由書

1 案件名称

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第1号、第2号、第9号、第9号の5、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第1号、第2号、第7号の3並びに大阪市こども難病医療費助成事業実施要綱に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪市中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FN ビル内
大阪府国民健康保険団体連合会 理事長 水野 謙二

3 随意契約理由

本業務は、大阪府下の医療機関からの請求に対応できることが必須であり、当該業務を行うことが可能な事業者は、大阪府国民健康保険団体連合会のみである。

以上のことから、本業務を実施可能である大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局大阪市保健所管理課保健事業グループ（電話番号 06 - 6647 - 0923）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 長期療養等にかかる定期の予防接種特例実施に伴うツベルクリン反応検査業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

BCGワクチンは、結核への罹患を予防するため、予防接種法に規定する定期接種として、生後から1歳の誕生日の前日までの間に1回接種することとされている。

しかし、長期にわたり療養を必要とする疾病等により、上記接種対象期間にBCGの接種を受けられなかった場合は、①4歳の誕生日の前日まで、かつ、②当該接種できなかった事由が消滅してから2年以内であること、の両方の条件を満たしていれば、対象者（保護者）からの申請に基づき、定期接種としてBCGワクチンを接種することができる特例措置が設けられている。

この特例措置によりBCGワクチンを接種する場合、本市においては、対象者に対して事前にツベルクリン反応検査を行うこととしている。この検査の結果、過去または現時点において結核に感染していると認められた場合は、必要な治療等に移行することとし、BCGワクチン接種は行わないこととなる。このように本検査は、特例措置によるBCGワクチン接種の事前検査として必須の手続きとしていることから、特例接種を行う医療機関を対象として、検査にかかる契約を締結する必要がある。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医療の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約16,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

以上のことから、大阪府域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（結核グループ）

電話番号：06-6647-0653

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託（その1）

2 契約の相手方

株式会社マイズ

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託（その4）

2 契約の相手方

株式会社かがやき

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市在宅人工呼吸器使用患者支援事業委託（その8）

2 契約の相手方

社会福祉法人愛徳福祉会

3 随意契約理由（選定理由）

本件は、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第1項第3号に基づき、対象患者等からの申請に基づき、対象患者が現に利用している又は利用する予定の訪問看護ステーション等医療機関に訪問看護を委託するものであり、その性質から競争入札に適さないため、当該契約相手方と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度結核定期病状調査事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本事業は、結核登録者のうち、公費負担医療制度、管理健診制度により病状把握の困難な者について、医療機関等から登録者の病状を把握することにより、訪問指導等の結核対策の迅速化・円滑化を図り、結核の再発や二次感染の防止を図ることを目的としている。

この業務は、病状把握の方法として対象者の受診先医療機関等へ「結核定期病状調査報告依頼書」により照会し報告を求めるものであり、市域全域の医療機関に対し、必要な連絡調整などを適切に行う必要がある。

一般社団法人大阪府医師会（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約16,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として、本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

大阪市域全体を対象に本業務を確実かつ効率的に実施することができる団体である大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ
(電話番号 06 - 6647 - 0653)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市ふれあいDOTS（医療機関外来型）事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人大阪府医師会

3 随意契約理由

本市では、結核の早期発見、治療完遂により結核罹患率の10年間での半減をめざして、直接的に服薬を確認し、治療期間中に継続的な支援を行うことで治療の効果を上げている直接服薬確認療法（(Directly Observed Treatment Short Course) 以下「DOTS」という。）を行っている。また、合併症等により医師による服薬管理が必要な患者に対しては医療機関DOTSをすすめ、治療を確実に完結させるよう取り組んできたところである。

特に第3次大阪市結核対策基本指針では、結核罹患率は全国平均と比べると約2.4倍と非常に高い状況であり、発病を防ぐために感染段階で治療を行う潜在性結核感染症患者の治療をすすめる取り組みを副次目標とし、月1回以上のDOTSを95%以上に行うことを謳っている。

結核患者の適正な治療と患者管理においては、初回治療を強化し早期に排菌を止め、治療を確実に終了させることが重要であり、DOTS事業は罹患率を低下させるために不可欠な対策である。

医療機関DOTS事業は、医師による患者の容体確認や助言指導が必要と判断した患者を対象とし、平日の夜間や土曜日にDOTSが可能な医療機関において、DOTSを行うことでDOTS実施患者数を増加させ、結果として結核患者の治療完了率を向上させることを目的とするため、医療機関の協力が不可欠であり、本事業を効果的・効率的に進めるためには、市内全域において統一的に実施する必要がある。

一般社団法人大阪府医師会は（以下「大阪府医師会」という。）は、医道の高揚、医学・医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、以って社会福祉の増進に寄与することを目的として設立された団体であり、約17,000人の会員が加盟している極めて専門性の高い職種である医師の職能団体として本市においては全域を対象として存在する唯一の団体である。

大阪市域全域を対象に本業務を確実にかつ効率的に実施することができる団体である大阪府医師会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（電話番号06-6647-0943）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市ふれあいDOTS（薬局型）事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

薬局事業者

3 随意契約理由

本業務は、結核の治療にかかる服薬確認（DOTS）業務を薬局に委託するものである。本業務を履行するに際し、多数の契約相手方が必要と認められるため、大阪市ふれあいDOTS（薬局）の実施事業者募集要項を定め、広く事業者の公募を行っている。

定めた要項を満たしたすべての事業者を契約相手方として決定し、契約の締結を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（6647-0943）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度エックス線デジタル画像読取装置（港区）保守業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

エックス線デジタル画像読取装置（コニカミノルタジャパン株式会社製）の保守を唯一実施出来るコニカミノルタジャパン株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度エックス線デジタル画像読取装置（淀川区）保守業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

エックス線デジタル画像読取装置（コニカミノルタジャパン株式会社製）の保守を唯一実施出来るコニカミノルタジャパン株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度エックス線デジタル画像読取装置（西成区分館）保守業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

エックス線デジタル画像読取装置（コニカミノルタジャパン株式会社製）の保守を唯一実施出来るコニカミノルタジャパン株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度可搬型エックス線デジタル画像読取装置（結核）保守業務委託

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

可搬型エックス線デジタル画像読取装置については、各区保健福祉センター間を運搬し、結核健診で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば結核健診が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

結核健診で使用する、可搬型エックス線デジタル画像読取装置（コニカミノルタジャパン株式会社製）の保守を唯一実施出来るコニカミノルタジャパン株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度可搬型エックス線デジタル画像読取装置（肺がん）保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムメディカル株式会社

3 随意契約理由

可搬型エックス線デジタル画像読取装置については、各区保健福祉センター間を運搬し、肺がん検診で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば肺がん検診が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

肺がん検診で使用する、可搬型エックス線デジタル画像読取装置（富士フイルム株式会社製）の保守を唯一実施出来る富士フイルムメディカル株式会社を指名し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度エックス線デジタル画像読取装置（天王寺区・住吉区）保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムメディカル株式会社

3 随意契約理由

エックス線デジタル画像読取装置については、保健福祉センターにおける検診（健診）業務で使用している。

当該機器については日々使用しており、使用ができなくなれば検診（健診）業務が実施できず、市民サービスに支障をきたすため、保守契約を締結する必要がある。

富士フイルムメディカル株式会社は、国内における当該機器の販売・保守サービスにかかる一切の業務を委嘱されており、交換部品が必要となった場合、部品の供給ができる唯一の業者である。従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ（電話 06-6208-9952）

随意契約理由書

1 案件名称

精神科緊急措置入院者等受入後送病院輪番リスト作成業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪精神科病院協会

3 随意契約理由

大阪市立総合医療センターからの精神科緊急措置入院者等を受け入れる後送病院については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院でなければならない。

また、各指定病院内の保護室・指定病床・医師・その他スタッフ等様々な条件について、対応可との判断がなされて患者受入が可能になるため、それらの条件について円滑かつ効率的に調整する能力があるものに委託する必要がある。

一般社団法人大阪精神科病院協会は大阪府下の民間指定病院のすべてが加盟している唯一の団体であり、措置入院患者を受け入れる病院について調整し、当番病院の割り振りを決定する輪番リストを作成出来るのは、本団体以外にはないことから、一般社団法人大阪精神科病院協会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度災害時用医薬品等備蓄業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府薬剤師会

3 随意契約理由

大規模災害時に必要な医薬品等を確保するためには、あらかじめ多品種、大量の医薬品が備蓄され、必要時には安定的に供給される体制を整備する必要がある。

また、使用される医薬品等については、品質及び保管管理体制が整備されていなければならないとともに、災害時等には迅速に必要な医薬品を供給できる体制が整備されていなければならない。

以上の条件により、医薬品の品質及び保管管理が徹底されており、市内及び本市近郊に備蓄センターを有し、安定的かつ迅速に必要な医薬品等を確保及び供給できる団体は、(一社)大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合の2者しかなく、大規模災害発生時に必要な量の医薬品を確保するため上記2者を委託先として指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ(電話番号 06 - 6208 - 9952)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度災害時用医薬品等備蓄業務委託 その2

2 契約の相手方

大阪府医薬品卸協同組合

3 随意契約理由

大規模災害時に必要な医薬品等を確保するためには、あらかじめ多品種、大量の医薬品が備蓄され、必要時には安定的に供給される体制を整備する必要がある。

また、使用される医薬品等については、品質及び保管管理体制が整備されていなければならないとともに、災害時等には迅速に必要な医薬品を供給できる体制が整備されていなければならない。

以上の条件により、医薬品の品質及び保管管理が徹底されており、市内及び本市近郊に備蓄センターを有し、安定的かつ迅速に必要な医薬品等を確保及び供給できる団体は、(一社)大阪府薬剤師会及び大阪府医薬品卸協同組合の2者しかなく、大規模災害発生時に必要な量の医薬品を確保するため上記2者を委託先として指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部健康施策課管理グループ(電話番号 06 - 6208 - 9952)

随意契約理由書

1. 案件名称

乳がん検診デジタルマンモグラフィ画像管理装置保守・点検業務委託

2. 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3. 随意契約理由

業者選定理由

本市の乳がん検診（マンモグラフィ）集団検診は、デジタルマンモグラフィ機器装置を搭載した検診車を各区保健福祉センター等の検診会場に配車し、車内で撮影を行う方法により行っており、デジタルマンモグラフィ画像管理装置の主たる機器はコニカミノルタジャパン社製の製品で構成されている。

故障や機器の不具合が原因で検診に影響が出ないように、確実な点検作業と万一の故障発生時には復旧に向けた対応が可能であること求められるため、業務委託により保守業務契約を締結することとする。

コニカミノルタジャパン株式会社は、自社製の画像管理装置の保守サービスをすべて行っており、保守を行える唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、コニカミノルタジャパン株式会社に本業務を委託する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(成人保健)

電話番号：06-6208-9969

随意契約理由書

1 案件名称

介護給付及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第1条第1項第4号に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払業務委託

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

自立支援医療の公費負担医療のレセプト審査事務、及び医療機関への診療報酬支払い（国民健康保険利用者及び介護保険利用者）は、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）において行っている。

本業務の対象は「介護給付及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）」第1条第1項第4号（※1）に規定する公費負担医療に関するものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第73条第4項において、『市町村は公費負担医療機関に対する自立支援医療費等の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる』とされている。

また、昭和四九年一〇月一日保発六六号「公費負担医療に関する費用の審査支払に関する委託契約について」（各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）においては、『「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」第一項各号（第六号を除く。）に掲げる公費負担医療で、国民健康保険と組合せて行われるものについては、その審査支払事務を従来の社会保険診療報酬支払基金に代って、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことが必要』とされている。

大阪府下の市町村においては、レセプト審査事務及び診療報酬支払事務を大阪府国民健康保険団体連合会へ委託する仕組みとなっていることから、本市においても、大阪府国民健康保険団体連合会と随意契約を締結するものである。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に基づく自立支援医療費（精神通院医療費）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号：06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

レセプト電子データ提供業務委託

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援医療（精神通院医療）（法別21）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する措置入院（法別20）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金

3 随意契約理由

自立支援医療の公費負担医療のレセプト審査事務（健康保険及び共済組合利用者並びに生活保護受給者）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において行っている。また、支給決定及び資格管理については「総合福祉（福祉五法）システム」において行っている。

各種公費負担医療における医療費集計等、適切な事務運営を行うためには、支払基金の保有するデータを活用していく必要がある。このデータを「総合福祉（福祉五法）システム」に取り込むことにより、医療受給者証の受給者番号とレセプト情報を突合し、受給者証の資格、総医療費、公費負担額、自己負担額の確認を行うことができ、適切な給付を行うことができる。そのためには、支払基金の保有する連名簿データ等を電子媒体に格納の上、提供を受ける必要がある。

支払基金は健康保険及び共済組合利用者並びに生活保護受給者の電子レセプトデータを保有し、本市に提供できる唯一の団体であることから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話番号：06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査精度管理業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人日本マススクリーニング学会

3 随意契約理由

新生児に対して実施する先天性代謝異常症等のマス・スクリーニング検査は、昭和52年7月12日付け児発第441号厚生省児童家庭局長からの通知により、検査精度の維持向上を図るよう適切な指導を行うこととされ、先天性代謝異常等検査の精度管理業務については、厚生労働省が通知する機関に業務委託してきたところである。

この度、先天性代謝異常症等のマス・スクリーニング検査精度管理機関として唯一の機関であったNPO法人タデムマス・スクリーニング普及協会が、令和4年度をもって業務終了となり、令和5年度より新たに当該業務を実施する唯一の機関として、一般社団法人日本マススクリーニング学会が厚生労働省通知に示されたことから、先天性代謝異常等マス・スクリーニング検査精度管理業務について、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課保健事業グループ（電話番号 06 - 6647 - 0650）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市ふれあいDOTS（薬局型）事業業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

薬局事業者

3 随意契約理由

本業務は、結核の治療にかかる服薬確認（DOTS）業務を薬局に委託するものである。本業務を履行するに際し、多数の契約相手方が必要と認められるため、大阪市ふれあいDOTS（薬局）の実施事業者募集要項を定め、広く事業者の公募を行っている。

定めた要項を満たしたすべての事業者を契約相手方として決定し、契約の締結を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課結核グループ（6647-0943）

随意契約理由書

1 案件名称

H I V等検査に関する事業委託契約

2 契約の相手方

特定非営利活動法人スマートらいふネット

3 随意契約理由

本業務は、大阪検査相談・啓発・支援センター「chotCAST」においてH I V・梅毒・B型肝炎の検査を実施するものである。

本事業の実施については、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日に市内の交通の利便性が高い場所で検査業務が行えること、匿名で実施できること（一般の医療機関では、匿名検査は困難）、他の診療や検査の方と混在することなく受検者のプライバシー保護に十分配慮し、検査や結果通知が行えることが必要である。

特定非営利活動法人スマートらいふネットは、医師や看護師等の専門職が中心となり、感染症対策支援等に関する事業を行なうことにより、地域の保健、医療、福祉の向上に寄与することを目的としている法人である。また、利用者のプライバシーに配慮した採血業務・告知業務に加え、性行動の変容を促す予防介入についても確実に実施できる団体である。

本市が求めるH I V等検査業務を安全かつ確実に実施できる団体は、現在大阪府下では特定非営利活動法人スマートらいふネット以外存在せず、共同事業実施者である大阪府とも協議した結果、特定非営利活動法人スマートらいふネットが上記条件を全て満たしている唯一の団体であると判断できることから、特定非営利活動法人スマートらいふネットと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）（電話番号 06-6647-0656）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度新型コロナウイルス感染症にかかる感染性産業廃棄物収集運搬等業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

大阪廃棄物処理株式会社

3 随意契約理由

現在、保健所ならびに各区保健福祉センターでは新型コロナウイルス感染症に罹患した高齢者施設に入居する方や自宅療養者の健康観察を日々行っており、高齢者施設ならびに連絡が不通等の陽性者の自宅を訪問した際に発生する防護具(N95マスクやガウン、手袋)等の感染性廃棄物は、排出時の感染防止のため専用の廃棄物格納容器で格納した上で適切な処理が必要になるため業務委託により収集運搬・処分を行っている。

本業務に先立ち、運搬先である産業廃棄物処理施設を決定するため、公募型比較見積により処理施設事業者の選定を行った。

以前同様の案件(令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種に伴う感染性産業廃棄物処分業務委託(概算契約))で選定した同処理業者から「感染性産業廃棄物の搬入については、指定の事業者を定めており、その事業者以外から搬入された感染性産業廃棄物の処分は行うことができない。」との申し出があり、担当者が本市の入札参加資格を有する同業他社6者に確認したところ、同様の見解が示されていることがわかった。

なお、業者選定にあたっては、一般競争入札によることが望ましいが、特別管理産業廃棄物(収集・運搬)の種目登録があり、感染性産業廃棄物の収集運搬許可を有する事業者のうち、上記相手方のみが既に契約締結を行った処分業者に感染性産業廃棄物を搬入できる唯一の事業者である。

よって、上記相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課(電話番号 06-6647-0739)